

☆ポイント3☆

家族で考えよう！

お子様が、成長とともに自己管理できる力をつけていくことが大切です。

わが家のネットルール



時 間

(いつ・どのくらい)

場 所

(どこで)

気をつけること (マナー・犯罪に巻き込まれないために等)

困ったときに相談する人： ()

※お子様の成長や生活の変化に合わせて、見直しをくり返し行いましょう。

○日頃から相談しやすい環境づくりも忘れずに！

♪大人と子供の歩み寄り 3つのポイント♪

～おとな～

☐ 事情も聞かずに怒らない

☐ 心配しすぎて大騒ぎしない

☐ 何でも勝手に決めない

～こども～

☐ 素直にちゃんと話す

☐ 困ったら相談する

☐ 一緒に決めたことは守る

そして…お互いの意見や話に耳と心を傾けて聞き、
お互いの理解を深めて良き相談相手に！

普段から、おうちの方が日常のマナーや社会のルールを守ることの大切さをお子様に伝えることが重要です。

お子様がまねをしないように、お家の方が健全なネット利用の見本になりましょう。



福井大学子どものこころの発達研究センター 松崎秀夫教授

「インターネットトラブル事例集(2022年版)総務省
【ツールや設定を利用して年齢に合ったネット利用環境を！】より」

相 談 機 関

■いじめ問題等の相談窓口

子どもや保護者からのいじめ問題等の相談を受け付ける窓口です。

○「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310

○福井県子ども的人権110番 0120-007-110

■ネット依存等の相談窓口

○ホッとサポートふくい(こころの相談) 0776-26-4400

○福井県教育総合研究所教育相談センター 0776-51-0511

○福井県嶺南教育事務所教育相談室 0770-56-1310

ご心配な点は、
学校や相談機関等にご相談ください。

■不当請求や架空請求に関する相談窓口

○福井県消費生活センター 0776-22-1102

○嶺南消費生活センター 0770-52-7830

■福井少年サポートセンター

子どもや保護者が警察に相談する窓口です。

○ヤングテレホン 0120-783-214

0776-24-4970

作成 福井県教育庁義務教育課
協力 福井県PTA連合会
福井大学子どものこころの発達研究センター

問い合わせ先 福井県教育庁義務教育課
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
TEL.0776-20-0574 FAX.0776-20-0671
発行 令和4年7月

ご家族の方へ

お子様が
インターネットを
上手に利用するために
知ってほしいこと

困ったことが起こる前に…

ご家族の方のサポートが
大切です。



福井県教育委員会

お子様と
ネットにひそむ
危険を話し合しましょう！



悪口・仲間はずれ

クラスの仲良し数人でやっている
グループトーク。Aさんはメッセージ
の最後に「？」をつけ忘れたまま送信し、
スマホを置いてお風呂に入っ
てしまいました。

〇〇くんの
話ってさ～

いつも
面白い

お風呂あがりに、スマホを見ると
「ひどい！」などのメッセージが…。
誤解を解こうとしても、反応なし。
Aさん以外のメンバーは別グルー
プを作り、Aさんを仲間はずれに
したのです。



実際にあった

トラブル

SNSやゲームで知り合った 人物による誘い出し

つらいことが続き、SNSにつぶやいて
いたBさんは、**気持ちが落ち着く返事を
くれる人に出会い、SNSでやりとりする
うちに会いに行くことになりました。**

出かけたきり帰ってこなく
なり、家族が警察に相談。
誰にも言わずに**会いに行った
ことはSNSの記録で初めて
分かりました。**

※SNSのみならず、ゲーム内で知り合った
人物と接触してトラブルに巻き込まれる
ケースもあります。



自撮り画像・動画の流出

Cさんは、SNSのサイトで知り合い、
連絡を取り合っていた人から**顔や下着姿
の画像等を送ってほしいと頼まれ、信用
して送ってしまいました。**

後日、制服や背景画像から個人
情報が特定され、「学校や近所に
画像をばらまくぞ」と脅かされる
ようになりました。

画像を送らないこと！



「児童ポルノ禁止法」では、青少年に児童ポルノ等の提供を求める
行為のみならず、製造や単純所持も処罰の対象になります！

「ステメ」を悪用した嫌がらせ

最近では「ステメ（【ステー
タスメッセージ】の略で、プロフイ
ール欄に書ける一言メッセージ）」
を悪用した嫌がらせも全国で
起きています。

誰に対するメッセージかを明確
にせずに、読む人が読めば分かる
ような悪口を書きいじめやトラブ
ルが増えています。



インターネット上での
トラブルは、いずれも
人目につきにくく発見
が遅れがちです。

身近な大人が、日々の様
子や会話から子どもたち
の変化・違和感を察する
ことが、早期発見・解決
の鍵になります。

「インターネットトラブル事例集(2022年版)」総務省

ネットにひそむ危険から子どもを守るのは、保護者です！

以下の法律でも定められています。

【青少年インターネット環境整備法 第6条（保護者の責務）一部抜粋】

- ・ 不適切な利用により、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する
- ・ フィルタリング等の利用により、子どものインターネットの利用を適切に管理する
- ・ 子どものインターネット利用状況を適切に把握する
- ・ 子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める

子どもを守るために

保護者ができる3つのポイント

☆ポイント1 ☆ **必ずフィルタリングをする。**

☆ポイント2 ☆ **子どもの利用状況を把握する。**
(ペアレンタルコントロールの活用)

☆ポイント3 ☆ **家族でルールを決める。**



☆ポイント1 ☆

フィルタリングとは…

子どもに有害なウェブサイトや利用
させたくないアプリをブロックする
機能です。携帯電話会社で必ず設定
しましょう。

ネット被害にあった
子どもの
**約9割が
フィルタリングの
利用なし！**

☆ポイント2 ☆

ペアレンタルコントロールとは…

子どものスマートフォン、タブレット、
ゲーム機等の利用状況を保護者が把握し
たり、安全管理したりする仕組みです。
それぞれの端末から保護者が設定しましょう。



ゲーム機や契約切れスマホの安全対策も忘れずに！

1日にインターネットやスマートフォンに使える時間はどのくらい？

学校で過ごす時間は8時間ほど。その後、部活動や習い事を
して帰宅する。疲労回復のために睡眠時間を7～9時間と考
えると、**残りの使える時間は2～3時間**。宿題や勉強に使う時
間も考えると、ネットやスマホに使える時間は、ごく限られたも
のになります。

その中で、インターネットやスマートフォンの使用時間や利
用方法について、今一度、お子様とよく話し合ってみましょう。

☆ポイント3 ☆

